

平成23年9月20日

保護者 各位

幸田町立中央小学校

台風時における児童の登下校について

みだしのことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、緊急時に備え、ご確認いただきますようお願いいたします。

☆ 暴風警報が発令された場合

1 児童の登校する以前に、暴風警報が発表されている場合

- ① 始業時刻2時間前（通常午前6時15分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- ② 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経て授業を始める。
- ③ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業日とする。

なお、警報解除後に登校するかどうかについては、天候や通学路の安全確認等の必要があるので、原則として通学団の連絡網による集合時間等の連絡があるまでは自宅待機とする。

2 児童の登校後に、暴風警報が発表された場合

授業を中止し、安全を確認して児童を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。

☆ 大雨警報が発令された場合

原則として、安全に留意して登校し、授業を行う。但し、町内が局地的な大雨に見舞われ、災害のおそれがある場合は、教育委員会と協議の上決定し、連絡する。

(留意事項) 幸田町は愛知県西部（西三河南部）に属しますが、**暴風警報が幸田町に発令されているか**をご確認ください。

< 緊急連絡先 中央小学校 電話 62-8050 >